

横浜市立上郷中学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月 1 日策定（平成 30 年 2 月 22 日改定）

（令和 5 年 3 月 24 日改定）

（令和 6 年 3 月 24 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

- ・いじめはどのような集団にも起こる可能性がある、最も身近な人権侵害である。
- ・生徒の健全育成を図り、いじめのない学校を実現するために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、相互が協力して取り組む。
- ・生徒は、自らが安心して豊かに生活できる集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

横浜市立上郷中学校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

委員長は校長とする。

① 委員会の構成

校長・副校長・生徒指導専任・教務主任・各学年主任・養護教諭

（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める）

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、週 1 回、定期的に開催する。また、いじめに関する情報を入手した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した際の、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援や、いじめを行った生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施
- ・重大事態に際する調査・報告

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づいたいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団作りの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進

② いじめの早期発見

- ・いじめの定義を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・記名式を含めたアンケートや YP アセスメントシートの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネット・SNS 等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

- ・特定の教員が抱え込まないよう、学年会・いじめ防止対策委員会への報告と速やかな情報共有、対応方針の決定、記録など組織的な対応
- ・被害生徒及び、保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者への協力要請、警察署等関係諸機関との連携

④ いじめの解消

次の2つの要件が満たされたとき、いじめが「解消している」と捉える。

I：いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること

II：いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

いじめの定義の確実な理解のための研修(4月)(早期発見)

上郷中学校いじめ防止基本方針の内容確認(4月)(早期発見)(未然防止)

上郷中学校いじめ防止基本方針に基づく教職員が取り組むべき事項の確認(4～5月)（早期発見)(未然防止)

重大事態の定義の確実な理解(4～5月)(早期対応)

いじめ対策委員会により認知されたいじめを、迅速・適切に解消するための組織的な取組(4～5月)(早期対応)

いじめを生みにくい環境づくり(5～6月)(未然防止)

情報共有（通年：学年会、職員会議等あらゆる場面で）(早期発見)(早期対応)

対応後の検証「効果のあった取り組みの検証」（各学期末）

(未然防止)(早期発見)(早期対応)

⑥ 地域と学校の協働事業実行委員会等の活用

「上郷中学校区 地域と学校の協働事業実行委員会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、 いじめの定義・生徒理解研修、教育相談①	入学式、保護者説明会、学年集会、町内会議等で基本方針説明
5月	中学校ブロック定例会 いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式）	地域訪問
6月	横浜子ども会議（子どもサミット） YP アセスメント実施① 支援検討会	地域と学校の協働事業（基本方針説明）
7月	校内生徒指導研修	保護者面談
8月	教育相談② 横浜子ども会議 区交流会	
11月	YP アセスメント実施② 支援検討会	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談
1月	教育相談③	
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（週1回、随時）	

通年：あいさつロード（毎月初め）・地域清掃・生活点検シート（毎月末）・各研修

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止を視野に入れた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

【生徒・保護者への報告】

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要な場合は、いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表する。